

公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

平成23年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
久留米市の事務事業の効率化～久留米市行政改革行動計画の主な取組項目より～

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
86	健康福祉部	保健所地域 保健課	第4章 地域保健センター 第3 コスモすまいる北野(北野複合施設) (4)開館時間、閉館時間等の改善について 併設する地域包括支援センターや図書館と開館時間や閉館時間等が異なり、利用者にとって不便なものとなっている。開館時間や閉館時間等のばらつきをなくして、利用者の利便性を図るべきである。	意見	現在の開館時間等は、図書館業務など個別事業の特殊性を考慮して設定しており、施設の供用開始(平成22年度)から一定定着している現状も踏まえると、施設内全ての開館時間等を合わせることは、困難な状況であると考えております。 その中で、施設利用者にとって不便に感じる大きな要因となっていた図書館との休館日が異なることについては、平成27年度からの指定管理者制度への移行に合わせて統一し、利便性の向上を図りました。 【変更前】(平成26年度迄) 月曜日が祝日の場合 ・図書館 : 休館 ・保健センター: 開館(翌営業日を休館) 【変更後】(平成27年度以降) 月曜日が祝日の場合 ・図書館 : 休館 ・保健センター: 休館
189	総務部	財産管理課	第8章 広告事業 (2)個々の広告媒体に対する検討 ② 広報くるめ 広告媒体としては一般企業からみれば「広報くるめ」は有意義であり、全国の中核市では約7割が導入しているとの事。又、以前は広告事業を実施していたことがあったとの事。この面を再検討し、実施可能ならば早急に実施すべきと思われる。	意見	広報くるめを所管する総合政策部と協議、検討を行い、平成28年6月1日号から有料広告の掲載を開始いたしております。